

## 議案第23号

### 債務の免除（財団法人鳥取県環境管理事業センター運営資金貸付金等償還額の減額）について

次のとおり債務を免除することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平井伸治

#### 1 債務免除の内容

財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下、「センター」という。）に対して県が貸し付けている運営資金貸付金等（以下、「貸付金」という。）について、センターが基本財産を取り崩して県に償還する金額との差額に係る債務を免除するものである。

#### 2 債務免除する金額

貸付金額の一部の120,000,000円

#### 3 相手方

鳥取市東町一丁目271番地

財団法人鳥取県環境管理事業センター

#### 4 理由

産業廃棄物最終処分場（以下、「最終処分場」という。）は、本県の健全な産業活動にとって必要不可欠な産業基盤であるが、地域住民の環境意識の高まりに加えて、景気

の低迷により、民間事業者の自己努力のみでは整備が困難な状況にある。

このため、平成6年に県、市町村、民間団体及び事業者の共同出資によりセンターが設立され、センターは、2度にわたる建設計画の断念を経て、ようやく平成24年2月に民間事業者を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式で、最終処分場を整備する方針（以下、「整備方針」という。）を公表するに至った。

この整備方針では、これまでの経過を踏まえ、最終処分場は地域の信頼と処分場の安全性の確保が何よりも重要であることから、民間事業者による適正な運営に加えて、公共性を加味した安全・安心な運営体制を目指すこととし、センターは公共関与として、搬入される廃棄物の事前審査を担うこととされている。

最終処分場の確保により産業廃棄物を適正に処理していくことは、産業活動の円滑な進展と本県の恵まれた環境を保全する上で極めて重要な課題であり、これを担うセンターの業務には県と密接不可分な部分もあることから、県もセンターの運営に対して財政支援や職員を派遣するなど、積極的に関与してきたところである。

このため、現在、センターは県の貸付金により債務超過の状況にあるが、センターが地域の信頼を得ながら公的使命を果たし、環境保全に配慮した公共関与による最終処分場を実現していくためには、債務を整理した上でセンターを持続可能な経営により存続させていく必要がある。そのための措置として、貸付金258,091,788円のうち、センターには基本財産を可能な限り取り崩して138,091,788円を県に一括償還させることとし、県は残りの債務120,000,000円（県派遣職員の人工費相当額）の弁済を免除することにより、県に対する債務を整理するものである。

なお、センターは法人としての公的な信用力を一層高めるため、平成25年4月を目指して公益財団法人への移行を目指しており、その要件の一つとして健全な財務状況とす

ることが求められている。